

浦安市建設工事等入札参加業者資格審査基準

(目的)

第1条 この審査基準は、建設工事等入札参加業者の資格について合理的な基準を設けることを目的とする。

(建設工事等入札参加資格審査申請書)

第2条 市長は、建設工事等の競争入札に参加を希望する業者（以下「入札参加業者」という。）に対し別に定める期日及び様式により入札参加資格審査申請書及び添付書類（以下「申請書」という。）を提出させるものとする。ただし、期日後においても市長が特に必要と認めた場合においては、申請書を受理することができるものとする。

(資格審査)

第3条 入札参加業者の資格審査は、適格審査と点数計算による審査（以下「点数審査」という。）の二つの方法により行うものとする。ただし、工事請負以外のものについては適格審査のみとする。

(適格審査)

第4条 適格審査は、第2条の規定により、申請書を提出した業者全部について申請書を基礎として行うものとする。

(不適格者)

第5条 特別の理由がある場合を除くほか、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者は不適格者とする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は不適格者とすることができる。

- (1) 工事請負等に関し、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当するもの。
- (2) 経営状況が著しく不健全で有ることが認められる者。
- (3) 業務の遂行に関し、法令により許認可又は登録を要する職種の場合において、当該許認可又は登録を受けていないとき。
- (4) 経常建設共同企業体については、該当共同企業体の構成員があらかじめ申請書を提出していないとき。

(点数審査)

第6条 点数審査は、客観的事項審査における点数（以下「客観点」という。）及び主観的事項審査における点数（以下「主観点」という。）の合計により行うものとする。

(客観的事項審査)

第7条 客観的事項審査は、建設業法第27条の23に規定する経営に関する事項の審査項目により審査採点する。

(主観的事項審査)

第8条 主観的事項審査は、工事成績及び地域貢献等の状況をもって審査採点する。

2 工事成績は、別に定める基準日の属する年の前2年間における本市が発注した請負金額130万円以上の工事についてその工事成績を対象とした次により採点する。

- (1) 工事の種類ごとの工事成績評価点の平均点数（小数点以下四捨五入。以下「工事平均点数」という。）により別表のとおりとする。
- (2) 経常建設共同企業体については、前号により算定した各構成員の工事平均点数を合計し構成員数で除したものとする。（小数点以下四捨五入）
- (3) 経常建設共同企業体及び特定建設工事共同企業体で施工した工事の工事成績については、当該工事を各構成員の単独施工とみなし、各構成員にそれぞれ工事成績評価点を付与するものとする。
- (4) 基準日の属する年の前年又は前々年にのみ工事施行のあるものについての主観点は、2分の1とする。

3 地域貢献度による加点は、市と災害時における供給協定を締結した団体及び当該団体に加入している者に対して行うものとし、その点数は50点とする。

4 労働災害防止団体法(昭和39年法律第118号)第8条に規定する労働災害防止協会に加入している者においては5点を加点するものとする。

別 表

工事成績 評価点	主観点	工事成績 評価点	主観点
80以上	120	71	100
79	115	70	95
78	115	69	90
77	115	68	80
76	110	67	70
75	110	66	60
74	110	65	50
73	105	65未満	0
72	105		

(等級格付)

第9条 第4条により適格と認められた業者については、総合点数（客観点＋主観点）に基づき工事の種類ごとに次の表により等級の格付を行うものとする。

工事の 種類 等級	土木、舗装、 とび・土工、造 園	建 築	管、電気	その他
A	750点以上	750点以上	730点以上	730点以上
B	650点以上 750点未満	650点以上 750点未満	550点以上 730点未満	550点以上 730点未満
C	550点以上 650点未満	550点以上 650点未満	550点未満	550点未満
D	550点未満	550点未満	———	———

(適格者名簿)

第10条 本基準により、入札参加業者として、適格と認めた者については、入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載するものとする。

2 資格者名簿の登載業者に対しては、資格の有無又は等級を通知できるものとする。

3 資格者名簿の作成及びその有効期間は、別に定める。

(工事標準発注金額)

第11条 第9条に基づく各等級の対象となる工事の標準発注金額の基準は次のとおりとする。

工事の種類 等級	土木、舗装、とび、土工、造園	建築	管、電気	その他
A	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
B	5,000 万円未満	1 億円未満	3,000 万円未満	3,000 万円未満
C	3,000 万円未満	5,000 万円未満	2,000 万円未満	750 万円未満
D	1,000 万円未満	1,000 万円未満	—	—

2 市長が特に必要と認めた場合は、前項の基準によらないことができるものとする。ただし、この場合においては、客観点、工事实績等を考慮するものとし、またはこの項による特例に係る工事の発注金額の上限額は、次のとおりとする。

B ランク及びCランク ……前項に定める各等級の対象となる工事の標準発注金額の上限の額の1.5倍の額

D ランク ……前項に定める各等級の対象となる工事の標準発注金額の上限の額の2.0倍の額

附 則

この基準は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、昭和58年5月19日から施行する。

附 則

この基準は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成元年7月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成7年6月7日から施行する。

附 則

この基準は、平成11年5月24日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年9月10日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年2月10日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、令和6年度及び令和7年度の建設工事等入札参加業者資格の点数審査のうち、令和4年度分の工事成績の評価について適用し、令和3年度分の工事成績の評価については、改正前の別表の規定を適用する。